

新型コロナウイルス感染症に係る国に対する提案事項（案）

1 総括

（1）新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置

新型コロナウイルス感染症が感染拡大している状況を踏まえ、今後更なる感染拡大防止等の対策を実施する必要があるが、財源となる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、既にその大半を予算計上済みであることから、交付金の追加配分をはじめ、必要な財政措置を講じること。

2 保健福祉分野

（1）ワクチン接種の円滑な実施

すべての県民に対するワクチン接種を一刻も早く終えるため、国において、ワクチンの全量を確保するとともに、タイムリーに必要な量が供給されるよう、ワクチンを配送する体制を整えること。

また、高齢者向け接種など各接種順位におけるワクチン接種が、計画的に実施できるよう、それぞれの接種が始まるまでに、あらかじめ具体的な配分時期・自治体ごとの配分量について情報提供すること。

今後、複数のワクチンの流通が予定されているが、特定のワクチンに接種希望が集中することなどにより、医療現場が混乱しないよう、国において、それぞれのワクチンの有効性や副反応等の情報について、適切に周知・広報を行うこと。

なお、今後、既存のワクチンが効きにくい変異株が出現することも見据えた企業との調達交渉などについても取り組むこと。

（2）相談・外来診療体制の維持・整備等

新型コロナウイルス感染症が感染拡大する中、発熱患者等がかかりつけ医等の身近な医療機関に相談を行い、円滑に医療機関に受診できるようにする等、相談・外来診療体制を適切に維持・整備し、医療提供体制を維持するために必要な財政的支援を行うこと。

また、医療機関に対するマスク、ガウン、ゴーグル、手指消毒用エタノール等、診療・検査に必要となる医療資材の供給体制の維持・強化を図ること。

(3) 医療機関等や福祉施設の経営安定化

多くの医療機関で新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず厳しい経営状況にあることから、医療機関の経営悪化に歯止めをかけるよう引き続き戦略的かつ継続的に対処すること。加えて、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ、鍼灸、柔道整復師等の事業所等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより経営上困難な状況であることから、経営安定化のための財政支援等を実施すること。

さらに、コロナ禍で、医療や介護・福祉の現場を支える従事者に報いるため、慰労金の追加給付や対象期間の延長、支給対象の拡大等処遇改善を図ること。

(4) 児童福祉施設等の職員への慰労金の給付

子どもとの直接的な接触を避けられない職場で自身の感染リスクを抱えながら、社会機能を維持するために業務を継続していただいている保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の児童福祉施設等の職員に慰労金の給付を行うこと。

3 経済産業分野

(1) 中小企業・小規模事業者等への支援の強化

経済への影響は、地域を問わず広範囲に及ぶことから、地域によって支援の差が生じることのないよう、実効性ある支援策を公平に講ずること。

また、地域の中堅企業は、地域経済を牽引する重要な存在であり、企業規模に応じた制度を創設するなど、支援の充実を図ること。

(2) 雇用調整助成金の対象期間の延長等

雇用情勢は厳しい状況が続いており、今後も予断を許さないことから、雇用調整助成金等の特例措置を状況に応じて延長すること。また、事業者に対して、アルバイト等で働く方への休業手当の支払いと雇用調整助成金等の活用を働きかけるとともに、非正規労働者に対して、休業支援金等の活用に向けた周知を徹底すること。

加えて、労働者の新たなスキルの取得といった職業能力開発促進策等の一層の充実・強化を講じ、人手不足や成長分野への労働力移動を図ること。

(3) 観光需要喚起策の機動的な展開

観光関連産業は裾野も広く、特に大きな影響が及んでいることから、経済情勢を踏まえて機動的に観光需要喚起対策を行うこと。

また、Go To トラベル事業については、感染状況などの地域の実情を踏まえ適切に運用すること。

(4) 飲食店及び食材を供給する農林漁業者等への支援

G o T o イート事業については、感染状況により食事券の新規発行停止や利用自粛を実施している期間があることから、食事券の販売期間及び利用期間を延長すること。

4 教育分野

(1) 学校や社会教育施設等における感染症防止対策

学校や社会教育施設等における新型コロナウイルス感染症防止対策のため、非接触型体温計、アルコール消毒薬、マスク等の保健衛生用品を独自に調達した場合や、消毒・洗浄作業を行った場合の経費について措置されているところであるが、引き続き、財政措置を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症対策により増加している教員の業務をサポートする支援員の配置に係る経費や、特別支援学校のスクールバスでの感染リスクの低減を図る取組に必要な経費についても、引き続き財政措置を行うこと。

(2) 児童生徒等の心のケア

新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒及びその保護者に対するいじめ、偏見、ストレス等に対応するスクールカウンセラーやいじめ相談の活動が十分に行えるよう、財政措置を拡充すること。

5 その他分野

(1) 偏見・差別意識の排除の推進

感染者や最前線で治療にあたる医療従事者、また、その家族等に対する偏見や差別、誹謗中傷、デマの拡散は決して許されるものではないことから、新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報の迅速な提供に努めるとともに、人権や風評被害の防止に配慮した対策を講じること。

(2) 避難所における感染防止対策への財政支援

避難所における新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため、マスク、消毒液、段ボールベッドなどの資機材の調達や保管スペースの確保、避難所の「3密」回避のための民間の宿泊施設等の借上げなどに対する支援を令和4年度以降も継続して行うこと。

(3) 岡山桃太郎空港における検疫体制の充実

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、岡山桃太郎空港における検疫体制について、乗客が混雑することなく、迅速かつ適切な感染症検査を受けられるよう、検疫官の増員、検査機器の整備など検査能力の強化、さらには、検査前の待機や検査に必要なスペースの確保など、その充実を図ること。